

青森県報

第十六号

令和七年
十二月十七日
(水曜日)

目次

○災害救助法の適用………

○介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス
事業の廃止の届出………

○道路の区域の変更………

○土地改良区の役員の退任………

○青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程………

(高齢福祉政策課) ……一
(道路課) ……一
(西北農林水産事務所) ……二
(整備企画課) ……二

告示

青森県告示第五百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり
道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から令和八年一月十六日まで青森県国土整備部道
路課において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十七日

令和七年十二月十七日

青森県知事 宮下宗一郎

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指
定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があつたので、同法
第七十八条第二号の規定により公示する。

令和七年十二月十七日

青森県知事 宮下宗一郎

氏名又は 名称	指定居宅サービス事業者		行う事業所
	所在地又は住所	居宅サービスの種類	
有限会社 ビス弘前 ケアサーサイ	弘前市大字品川 町一五五の二	居宅サービス事業所	居宅サービス事業所
訪問介護 ビス弘前 ケアサーサイ	弘前市大字品川 町一五五の二	居宅サービス事業所	居宅サービス事業所
訪問介護 ビス弘前 ケアサーサイ	弘前市大字品川 町一五五の二	居宅サービス事業所	居宅サービス事業所
七・八・三	令和 年月日	届出 年月日	廃止 年月日
七・二〇・三	令和 年月日	廃止 年月日	廃止 年月日

青森県告示第五百九十七号

令和七年青森県東方沖を震源とする地震に伴う津波により、次のとおり災害救助法
(昭和二十二年法律第百十八号) を適用した。

青森県知事 宮下宗一郎

公 営 企 業

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和七年十二月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

理事	区役員別
鳴海 初男	氏名
五所川原市大字飯詰字石田五六の二	住所
令和七・一・四	退任の年月日

令和七年十二月十七日

青森県西北農林水産事務所長 豊澤順造

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、白山溜池土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があつたので、同条第十九項の規定により公告する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

番号面	種道路類	路線名	変更の区间	前変更の前後別
1	県道	中ノ渡十和田線	十和田市大字沢田字篠田地一八の一一二から十和田市大字赤沼字上川原一二〇の一まで	八六・四〇メートルから三八〇・一一メートル
後		八六・四〇メートルから三八〇・一一メートル	八六・四〇メートルまで	敷地の幅員
		四六・三四メートルから三六六・九〇メートル		敷地の延長

青森県公営企業管理規程第五号

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程

青森県公営企業財務規程（昭和四十二年青森県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第百三十八条第一項中「第六条第一項」を「第五条の九第一項」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 森号
(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号
定価小口一枚二付二十一円七十七銭 毎週月・水・金曜日発行